

最高裁民二第1611号

(庶ろ-03)

平成28年4月4日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿 [東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸,
名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松]

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

民事事件担当裁判官協議会の開催について（通達）

標記の協議会を別紙の要領によって開催しますから、4月18日（月）までに、
出席者を推薦してください。

(別紙)

民事事件担当裁判官協議会開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年7月7日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策
(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方
- 5 出席者 各高等裁判所の民事事件を担当する陪席裁判官並びに各高等裁判所の所在地にある地方裁判所並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官各1人

合計 21人

6 日程

時間 日 (曜日)	9：30 ～ 12：00	12：00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	打合せ終了後
7日 (木)	民事局長 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

(庶ろー03)

平成28年4月4日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿 [東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸,
名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松]

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、民事事件担当裁判官協議会の開催について、本日付け最高裁民二第1611号により通達しました。この協議会は、民事事件を担当している高等裁判所の陪席裁判官及び地方裁判所の部総括裁判官に出席していただき、通達の別紙にあるとおり、(1)審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策及び(2)争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方について協議していただくために開催するものです。これまで、高等裁判所及び地方裁判所からほぼ同数の裁判官が出席する全国規模の協議会は、余り例がないところですが、本協議会の協議事項に鑑み、裁判所内の異なる立場からの視点も踏まえて、率直に議論していただきたいと考えております。

協議事項(1)で取り上げる裁判の質を高める方策については、その一つとしての部の機能の活性化が、平成25年度の長官所長会同以降の協議会等で継続的に議論され、各庁の実情に応じた取組が進められているものと思われます。そして、向上を目指すべき裁判の質の具体的な中身については、従前、正面から議論する機会が乏しかったことから、昨年度の協議会等においてこの点に関する意見交換が行われました。その結果、近時の情報化の著しい進展、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、判断自体の適正さや当事者の主張立証の機会の公平といった手続保

障にとどまらず、判断に至る理由の通用性や合理的な期間内での審理に対する要請が以前より高まっているとの意見が多く述べられました。こうした時代の要請に的確に応え、裁判の質の更なる向上を図っていくためには、一人一人の裁判官が、民事裁判をめぐる諸情勢に鋭敏な感性を働かせて利用者である国民の視点にも留意しつつ、民事裁判の在るべき姿について高い問題意識を持ち、審理・判断の質の向上に取り組んでいくことが重要です。しかしながら、統計数値など目に見える形で把握することができない裁判の質について、自らの審理運営や判断の内容を客観的に顧みながら、その改善に向けた取組を継続的に実践していくことは容易ではないと思われます。こういった状況下で、実情に即した問題意識を持ち、より良い審理運営を目指していくためには、さまざまな外部的視点を積極的に取り入れていくことが有益と考えられます。

そこで、本年度の協議会においては、高等裁判所と地方裁判所からの各出席者が一堂に会して、まず、裁判の質の向上のために、外部的視点を取り入れ、自己の審理判断の状況等を客観的に把握することの意義や、民事訴訟の現在の審理運営に関する問題状況及び課題について協議していただきたいと考えております。その上で、外部的視点を取り入れるための方策として考えられる①控訴審判決の活用、②高等裁判所と地方裁判所との意見交換、③地方裁判所の他の部や他の裁判官との意見交換、④裁判所と弁護士会との意見交換等について、それぞれ各庁の取組の実情や工夫例等を共有することにより、部の機能の活性化を始めとする裁判の質の向上に向けた取組の参考とし、今後の更なる発展につなげていただくことが有益であると考えられます。

次に、協議事項(2)で取り上げる争点整理については、近時、民事裁判の新受件数が減少しているにもかかわらず、審理期間、特に争点整理期間が長期化しつつある状況や、証明権行使や暫定的心証開示を始めとする争点整理手続の運営について、なお課題が多いとする弁護士からの指摘があることなどを踏まえ、昨年度の協議会等では、争点整理において、裁判所と当事者との間で、主要な争点や審理の見通し

に関する認識を共有する方策等についての議論が行われたところです。その結果、こうした点に関する認識が必ずしも共有されていない現状があるという問題意識は一定程度共有されたものの、その原因としては、当事者側、特に弁護士に起因する要因も大きいのではないかという意見が多く出された一方、裁判所と当事者との間の認識共有を確実にするための争点整理の結果の記録化の必要性については、その手間や書記官の選別立会などを理由として、消極的な意見も相当数出されました。しかしながら、裁判所の側についても、代理人に主張立証を委ねて事案の実相に迫ろうとせず、争点整理が不十分なまま、本来必要な人証調べ等も行わずに表面的、形式的に判断を行っている例があるとの指摘もないわけではありません。また、仮に当事者側に問題があるとしても、裁判所がそれに積極的に対応しないまま、裁判の質が低下するようなことがあれば、裁判制度全体に対する国民の信頼を損ねることにもつながりかねませんし、争点整理の結果に対する認識にそこが生じるのを防ぎ、手続の透明性を維持して適切な訴訟進行及び判断を実現するためにはどのようにすべきかという観点から、記録化の問題についても検討すべきものと思われます。

このような状況を踏まえると、民事裁判を取り巻く環境に変化が見られることも考慮した上で、民事訴訟法が志向する、裁判所及び当事者双方が口頭議論を行って真の争点について早期に共通の認識を持つことにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実かつ迅速な審理を行うという争点中心型審理を実現するために、裁判所が果たすべき役割について、改めて確認する必要があるものと考えられます。また、裁判所がその役割を果たすための書記官関与の在り方についても検討が求められるところです。

そこで、本年度の協議会においては、まず、民事訴訟法が志向する争点整理手続の在り方と現在行われている争点整理手続とにかく離がないかといった点について協議していただきたいと思います。その上で、事前に出席者から御提出いただく事例を題材に、裁判所が果たすべき役割について意見が分かれ得る具体的な設例を用いるなどして、中心的な争点を把握するための訴訟指揮の在り方及び当事者との認

識共有を始めとした争点整理を充実させるために裁判所に求められる役割について、忌憚のない意見交換を行っていただきたいと考えております。

以上のような趣旨から、本協議会における主な協議事項を別紙のとおりといたしましたが、詳細な協議事項や資料につきましては、後日、お配りさせていただきます。

なお、本協議会においては、出席者各自の豊富な経験に基づく、実りある意見交換を行うという趣旨から、各高等裁判所の民事事件を担当している陪席裁判官1人及び各地方裁判所の民事事件を担当している部総括裁判官1人を出席者としていただくよう、御配慮をお願いいたします。 敬 具

(別紙)

第1問 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策

(主な協議事項)

1 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

- ①裁判の質を向上させるために、自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義及び方策、②高等裁判所から見る地方裁判所の審理判断の状況及び課題、
③地方裁判所が認識している審理判断の状況及び課題など

2 高等裁判所からの控訴審判決の還元

- ①控訴審判決の還元の実情、②地方裁判所における控訴審判決（自らの担当事件以外も含む。）の活用の在り方など

3 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

- ①取組の実情・工夫例、②高等裁判所内や高等裁判所間における地方裁判所の審理判断の状況や課題についての情報共有の在り方及び課題、③地方裁判所内における高等裁判所との意見交換の結果の活用状況など

4 地方裁判所の内部における意見交換

- ①部内の裁判官との意見交換、②部外の裁判官との意見交換など

5 弁護士会との意見交換等

- ①審理判断についての外部的視点を取り入れるという観点からの意見交換の在り方と留意すべき事項、②その他の情報（例えば、地方裁判所委員会、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書、民事訴訟利用者調査等）の活用の在り方など

第2問 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方
(主な協議事項)

1 争点整理の現状と裁判の質への影響

- (1) 民事訴訟法が志向する争点整理の在り方（裁判所の果たすべき役割といった視点も含む。）と争点整理の現状のかい離の有無
- (2) 上記のようなかい離が生じる要因及び当該かい離が生じることによる裁判の質への影響

2 争点整理を充実させるために裁判所の果たすべき役割

- (1) 争点整理開始前（実質的答弁書が提出された段階）における役割
 - ①必要となる情報の収集及びそのための裁判所の関与の在り方, ②当該情報を踏まえた大まかな審理の見通しの検討と当事者との認識共有など
- (2) 争点整理中の役割
 - ①中心的争点を把握するための訴訟指揮及び当事者との認識共有, ②必要な人証調べや鑑定等の検討, ③付随的申立てへの対応, ④期日間準備, ⑤中長期的な審理の見通しの検討と当事者等との認識共有など
- (3) 争点整理終了段階における役割
 - ①争点整理を終結するに際して当事者と確認すべき事項と結果の記録化, ②紛争解決の方向性の再確認（当事者の意向聴取等）など

最高裁民二第1924号

(庶ろ-03)

平成28年5月9日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

[東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸,
名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松]

最高裁判所事務総局民事局長 菅野雅之

民事事件担当裁判官協議会の出席者の招集について（通達）

標記の協議会に別紙名簿記載の貴庁所属の出席者を出席させてください。

なお、協議会は、7月7日（木）午前9時30分から当庁中会議室において開催
されます。

(別紙)

民事事件担当裁判官協議会出席者名簿

東京高等裁判所	判	事	馬 渡 直 史
大阪高等裁判所	判	事	高 橋 伸 幸
名古屋高等裁判所	判	事	上 杉 英 司
広島高等裁判所	判	事	山 本 正 道
福岡高等裁判所	判	事	山之内 紀 行
仙台高等裁判所	判	事	男 澤 聰 子
札幌高等裁判所	判	事	高 木 勝 己
高松高等裁判所	判	事	原 司
東京地方裁判所	判	事	永 谷 典 雄
横浜地方裁判所	判	事	濱 口 浩
さいたま地方裁判所	判	事	志田原 信 三
千葉地方裁判所	判	事	阪 本 勝
大阪地方裁判所	判	事	三 木 素 子
京都地方裁判所	判	事	牧 賢 二
神戸地方裁判所	判	事	本 多 久美子
名古屋地方裁判所	判	事	加 島 滋 人
広島地方裁判所	判	事	末 永 雅 之
福岡地方裁判所	判	事	片 山 昭 人
仙台地方裁判所	判	事	大 嶋 洋 志
札幌地方裁判所	判	事	谷 有 恒
高松地方裁判所	判	事	森 實 将 人